	災職員の氏名 び生年月日					年	月		日生	補償の	種類					_	<u> </u>
1 平均給与額算定內訳																	
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与																	
(通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)																	
4	命 与 期 間	Ħ	年	月	日から	·	年月	Ħ	日から	年 月	日だ	j, b	計		偱	盲 考	
Л	泊 子 朔 旧	IJ	年	月	日まで	で	年月	Ħ	日まで	年 月	目。	まで	甲		7/1	1 15	
総	日	数				1			日			月		月			
	務した日					∃ .			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>			
控	除日	数				1			<u>月</u>			<u>月</u>		日田田			
	給 扶 養 手	料当			<u>Р</u>	_			<u>円</u> 円			円円		円円			
給	技養手地 域 手	当当							<u>円</u>			<u>円</u>		円			
	住居手	当			<u>'</u> P	_			円			円		円			
	通勤手	当			<u>-</u>	_			円			円		円			
	時間外勤務手				<u>'</u>				円			円		円			
	宿日直手					, 円			円			円		円			
⊢					Р	9			円			円		円			
与					P	9			円			円		円			
					P	9			円			円		円			
	計				P	円			円			円		円			
(A) 法第2条第4項本文による金額 寒冷地手当																	
(給与総額) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数 (地元) (地元) (地元) (地元) (地元) (地元) (地元) (地元)																	
	円÷	-		=					銭 (イ)	! ! !		円>	<5÷365=		円	銭 ((p)
							<u>()</u> +	(p)) =	F		銭					
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 (日、時間又は出来高払制によ) (勤務した日数) って定められた給与の総額																	
					P	ŋ÷				$\times \frac{60}{100}$	$\frac{0}{0} =$			円	金	長 (ハ)	
	(その他の絹	含与の)総額	į)			i	(総	(世数	100	,						
					P	Ŋ÷					=			円	金	美 (二)	
							(p) +	- 1	(n) + ((E) =		P	9 銭				
(C)	法第2条第6	項に	こよる	金額	類 (同多	そ第	4 項本	文	(計算)								
	(寒冷地手当の? ×	額)	(控除	日の)属する月]の糸	合与の月額	額)	(その月)	の総日数)	(控隊	余日数)	(減額された約	給与の額)			
	365		+						÷	ļ	\times		_	=	Р	3 銭	₹(ホ)
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円								銭	(^)								
(本) + (へ) = 円 銭(ト)																	
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)																	
		5	×	(,,	,,,,)	+	,,	_		銭						
_	365					<u></u>					_	=		円	銭		
			((総)	日数)		П		(控除)								
日一 日 (C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) (日、時間又は出来高払制によって定められた) (勤務した日数)																	
	給与の総額(控	部計	に支払	ムわれ	1たもの	を除	く)		(控除日			60					
	(カルル・イン)	on there's	\	<i>A</i> =	NKI .)		円-		15 to - 100	tors) (1)	$\times \frac{1}{1}$	00	=	円	銭	(f)	
	(寒冷地手当	の額 _. 5)(养 ×	窓 日	数))	(その他 十	<u>11</u> ,00	給与の総	額) (ホ) -	円	銭					
_	365			[総]	日数)	<u>)</u>			(控除日				- =	円	銭	(IJ)	
日一 日																	

(D)	規則第3条第1項		F 28/)								
	(給与総額)	(総 円÷	日数) =	円	銭						
-											
_	ξ害発生の日(∂ける基本的給与の		日) に	②補償事由発生日(における基本的給与の	年 月 日)						
<i>x</i>		/万硕 ì料表級_			表						
	合 料		円	給 料 ***	円						
	失 養 手 当 也 域 手 当		円 円	扶 養 手 当 地 域 手 当	円 円						
	持地勤務手当又は		円	特地勤務手当又は	円						
	<u>、き地勤務手当</u> 計		円	<u>へき地勤務手当</u> 計							
(E)	規則第3条第2項		1.4	Н1							
	(基本的紹	(与の月額①)	円÷30=	円	銭						
(F)	規則第3条第3項	[による金額 与の月額②)									
(=)			円÷30=	円	銭						
(G)	規則第3条第4項										
	災害発生の日を補	i償事由発生日本的給与の月	とみなして(F)の例 類①)	列により計算した額							
	(4)	シ ト トリルローチックファ	円÷30=	円	銭(ヌ)						
	(ヌ) 及び(A) (B) (C)	(C')(D)(E)の	うち最も高い金額	 ;							
		(0) (2) (2))	円	銭(ル)						
	(N)	(総	務大臣が定める率)							
	円 (H) 離職後に補償		由が生じた担合の	<u></u>							
	補償事由発生日	を採用の日と	みなして(E)の例と								
規	(基本的	除与の月額②) 円÷30=	円	銭						
則第	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年										
3	度の翌々年度以降に属する場合の金額										
条第	災害発生の日を	補償事由発生	日とみなして(F)の	D例により計算した額							
6 項	基	本的給与の月	額①) 円÷30=	円	銭(ヲ)						
に	(7) T 7 P (4) (D)	(a) (a') (b) (b)			£\$ (/)						
よる	(7) 及(A) (B) ((C) (C) (D) (E)	のうち最も高い金	額 円 円	銭(ワ)						
金額	i (ワ)	(総務大	臣が定める率)								
HX	E.		=	円	銭						
	(J)(H)(I)以外のst	金額		円	銭						
(K)	規則第3条第7項	による金額									
(L)	法第2条第11項又	は第13項によ	る金額	円							
 	法第2条第11項又	は第13項の基	準日における年齢		歳 1年改正法附則第5条の						
	最高限度額	i ! ! !	最低限度額	規定に	よる経過措置の適用						
2	平均給与額	円:		<u>円 ¦ □有</u>							
*	平均給与額の算定	カ部は下部の	しむりでなること		による金額						
~	中均和子領の昇足 年	月日	289 C 00 0 C C	を証りしより。							
		·	(所 在 地								
		所属部局σ	~								
			長の職・氏名								

平均給与額算定書

〔注意事項(2号紙)〕

- 1 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
 - (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - (2) 出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
 - (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - (4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
 - (5) 地方公共団体 (職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、 当該地方独立行政法人) の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - (6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - (7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 〔給与〕の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の 末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理 職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。
- 7 給与が日額で定められている令第1条職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる 区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。) 21
 - (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
 - (3) (1) 及び(2) 以外の地方公共団体等 25
- 8 (G) 欄及び(I) 欄の「(総務大臣が定める率)」は、規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。

- 9 (K) 欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 (L)欄は、年金たる補償及び休業補償(療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。)を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第3条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令(以下「省令」という。)第1条第1項の規定による金額を、(J)欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。